

三条の人事部コンソーシアム 規約

(名称)

第1条 本規約で定めるコンソーシアムの名称は、三条の人事部コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、様々な関係者が自らの知識や経験等を持ち寄るとともに、立場を越えてお互いに学び合い、高め合うことを通じ、人材課題を始めとする地域課題（以下「人材課題等」という。）の構造的な解決に取り組む共創の場とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 人材課題等の解決に直接的に資することを目的として実施する事業
- (2) 他地域における人材課題等の解決に向けた取組との広域連携、情報収集及び発信事業
- (3) 地域一体で人材課題等の解決に取り組むための意識の醸成やつながりの創出を目指す「三条みらい人材会議」との連携協働事業
- (4) その他前各号の目的を達成するために必要な事業

(会員、メンバー及びサポーター)

第4条 会員は、第2条の目的に賛同し、前条の事業に関与する意思のある個人又は団体とする。

- 2 会員のうち、人材課題等の解決策を提案、実行し、それにより生じる責務を果たす意思のある者をメンバーとする。
- 3 会員のうち、メンバー以外の者でコンソーシアムの活動を支援又は応援する者をサポーターとする。

(入会)

第5条 コンソーシアムに入会しようとする者は、所定の入会申請書を第10条に規定する事務局グループ（以下「事務局グループ」という。）に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 前項の承認を受けた者は、事務局グループが指定する期日に入会する。
- 3 第1項の入会申請書は、前条第1項に該当する者であって、かつ、次の各号のいずれにも該当すると自身が判断した者が提出できる。
 - (1) 地域一体で人材課題等の解決にチャレンジしたい者
 - (2) 自身の価値、サービス又は事業等を提供できる者
 - (3) 他のメンバーや他団体との共創、学び合いができる者

(退会)

第6条 コンソーシアムを退会しようとする会員は、所定の退会届を事務局グループに提出しなければならない。

(除名)

第7条 本規約を遵守しないとき又はコンソーシアムの名誉を毀損する行為があったとき若しくは次の各号に該当すると認められるときは、第9条第2項に規定する提案の採用又は第12条第5項に規定する全体会議の決定により、当該会員を除名することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 会員に対して誹謗中傷又は暴言若しくは肉体的・精神的苦痛等を与えたとみなされたとき。
- (6) コンソーシアムの活動に対して遅延又は妨害等を行ったとみなされたとき。
- (7) メンバーがコンソーシアムの活動に相当の機会参加しなかったとみなされたとき。
- (8) その他会員として不適格又は会員としての資格を満たせなくなったとメンバーが判断したとき。

(変更届)

第8条 会員は、入会の際に届け出た事項に変更があったときは、所定の変更届を遅滞なく事務局グループに届け出なければならない。

- 2 メンバーは、随時事務局グループに所定の変更届を提出し、サポーターになることができる。
- 3 サポーターは、随時事務局グループに所定の変更届を提出し、メンバーになることができる。

(助言プロセス)

第9条 メンバーは、2人以上のメンバーから助言を得た上で次の各号に掲げる提案を行うことができる。ただし、第3号及び第4号の提案をできる者は事務局メンバーに限る。

- (1) コンソーシアム全体に影響を及ぼす取組及び決定に関すること。
 - (2) 会員の除名の決定に関すること。
 - (3) 事業計画書及び事業報告書の承認に関すること。
 - (4) 規約及びその他規程の制定、改正及び廃止に関すること。
- 2 前項の提案は、全てのメンバーのいずれからも異議が申し立てられない場合に採用されるものとする。
- 3 前項の異議は、第1項の提案が次の各号のいずれかに該当するとメンバーが判断する場合に限り、その理由を明示した上で申し立てることができる。
- (1) コンソーシアムの設立趣意書に規定するパーパスに反する場合
 - (2) 不当に会員の名誉を毀損する場合
 - (3) 不当にコンソーシアムの信用を傷つける場合
 - (4) 事実に基づかない場合又は著しく不合理である場合
 - (5) その他社会通念上明らかに適切でないと認められる場合
- 4 前項の異議の有無は、事務局グループが口頭又は書面（電磁的方法によるものを含む。）により確認することとし、速やかに異議が申し立てられなければ異議はないものとみなす。
- 5 第3項の異議が申し立てられた場合、提案の採用の可否は、第12条の全体会議で決定しなければならない。

(事務局グループ)

第10条 事務局グループは、コンソーシアムの円滑な運営を支援する。

- 2 事務局グループの構成員には、前条第2項又は第12条第5項の規定により自らの参加を希望する提案が採用された者（以下「事務局メンバー」という。）を任命する。
- 3 事務局メンバーの任期は、任命の日から当該年度の年度末までとし、再任を妨げない。
- 4 事務局メンバーを再任する場合には、第2項の規定は適用しない。
- 5 事務局メンバーを退任しようとする者は、その旨を事務局グループに届け出なければならない。
- 6 事務局グループは、別に定める事務のほかコンソーシアムの円滑な運営に必要と認める事務を担うものとする。
- 7 事務局グループの専決事項は、別に定める。
- 8 その他事務局グループの運営に必要な事項は、事務局メンバーが協議して定める。

(ワーキンググループ)

第11条 メンバーは、2人以上のメンバーで構成するグループ（以下「ワーキンググループ」という。）で、第3条各号に掲げる事業を推進するものとする。

- 2 ワーキンググループの構成員は、次の各号に掲げるいずれか又は複数のロールを担うものとする。
 - (1) 調整ロール ワーキンググループの構成員間、事務局グループ及び外部との連絡調整等を担うロール
 - (2) 進行ロール ワーキンググループの会議の円滑な進行や意思決定の促進等を担うロール
 - (3) 記録ロール ワーキンググループの事業における重要業績評価指標の管理や会議の議事録作成等を担うロール
 - (4) 会計ロール ワーキンググループの事業における出納及び会計を担うロール
 - (5) 交流ロール ワーキンググループの構成員間の円滑なコミュニケーションの促進等を担うロール
 - (6) その他必要なロール 前各号に掲げるもののほか、ワーキンググループの運営上必要と認めるロール
- 3 ワーキンググループの事業に要する費用の執行等に関しては、当該ワーキンググループの構成員で協議し、決定する。
- 4 ワーキンググループの構成員が2人未満となったとき、当該ワーキンググループは解散する。
- 5 前項に定める場合を除き、ワーキンググループの解散並びに構成員の加入及び脱退は、構成員の過半数の合意により決定する。
- 6 ワーキンググループを設置及び解散したとき又はワーキンググループの構成員が加入及び脱退したときは、事務局グループに報告しなければならない。

(全体会議)

第12条 全体会議は、全てのメンバーをもって構成する。

- 2 全体会議は、第9条第3項の異議が申し立てられた提案及び事務局グループが同条第4項の確認を行う時間的余裕がないことが明らかであると認める提案の採用の可否を決定する。
- 3 全体会議は、事務局グループが招集し、事務局グループが指名する者が進行役となる。
- 4 全体会議は、メンバーの3分の1以上の出席（電磁的方法によるものを含む。）がなければ会議を開くことができない。
- 5 全体会議の議事は、出席したメンバーの過半数で決し、可否同数のときは、進行役の決するところによる。ただし、事務局メンバーの解職及び会員の除名は、出席したメンバーの3分の2以上で決する。
- 6 事務局グループは、全体会議を招集する時間的余裕がないとき、その他特別の事情がある場合において、前項ただし書の提案を除き提案の採用の可否を決することができる。
- 7 前項の規定による処置については、事務局グループは、速やかに全てのメンバーに報告しなければならない。
- 8 サポーターは、全体会議の会議を傍聴することができる。

(残余財産の帰属)

第13条 コンソーシアムが解散する場合、残余財産は、第9条第2項に規定する提案の採用又は第12条第5項に規定する全体会議の決定により、コンソーシアムの目的に沿った公益的事業を行う法人、団体、国又は地方公共団体に譲渡し、当該法人、団体に対して、財産を適正に管理、活用するよう求めるものとする。

(事業年度)

第14条 コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費等の負担)

第15条 ワーキンググループの事業に要する費用は、当該ワーキンググループのメンバーが調達又は負担する。

2 前項に掲げるものを除き、コンソーシアムの運営に要する費用は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(財務会計に関する事項)

第16条 コンソーシアムの現金の出納その他財務会計に関し必要な事項は、必要に応じて別に定める。

(その他)

第17条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、令和7年9月19日より実施する。

附 則

この規約は、令和8年4月1日より実施する。